



加工食品のパッケージの添加物について 『無添加』表示がかわりました

2022年、消費者庁は「食品添加物表示の不表示に関するガイドライン」を作成しました。表示を見直すための準備期間を経て、2024年4月に完全実施となりました。

今号では、その食品添加物についてのガイドラインを紹介します。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

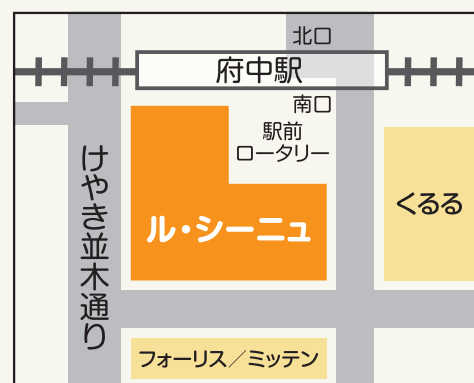
相談時間 月～金曜日(祝日・年末年始・休館日は除く)
午前10時～正午／午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

対象者 市民、市内在勤・在学の方

相談方法 電話、または来所

※できるだけ来所によらず、電話相談をご利用くださいますようお願いいたします。



1. 食品添加物の安全性

「無添加」「合成保存料不使用」など、「添加物を使っていない」ことを強調している食品のパッケージを見かけます。その背景には、「食品添加物は避けたほうがよい」という消費者意識があるようです。ただ、実際には、食品添加物は国が安全性を評価したものや、わが国において長い食経験があるものとして国が認めたものだけが使われています。

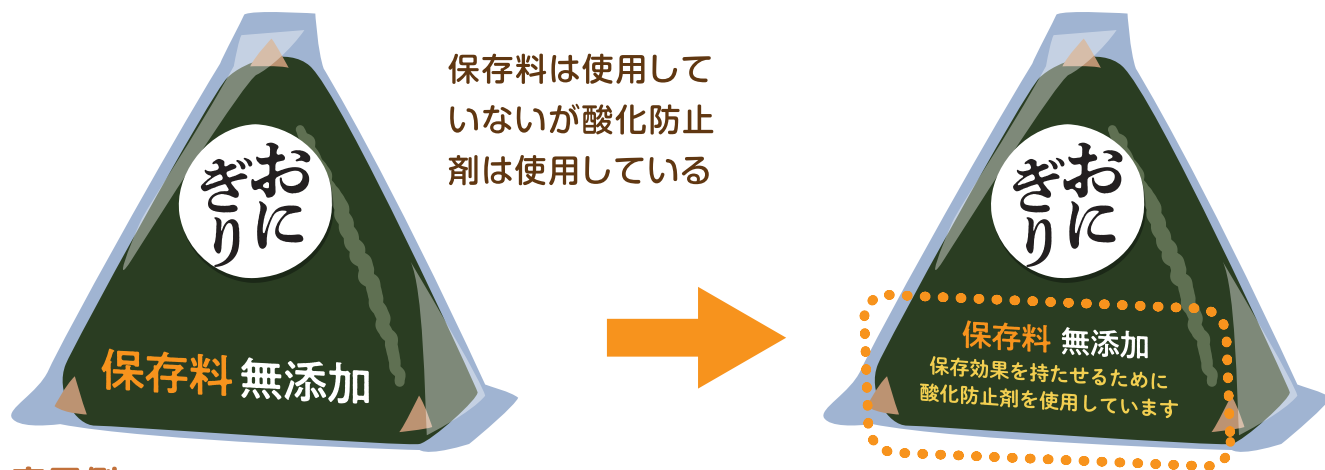
しかし、そのことが十分に伝わらないまま、無添加表示が増え続けると、食品添加物について消費者の理解が進まなくなってしまうようです。そこで消費者庁では、2022年3月に「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン※1」を公表しました。



2. 消費者の誤解を招く「無添加」「不使用」の表示

同ガイドラインは「無添加」「不使用」の表示をすべて禁止にするのではなく、消費者を誤認させるような表示見直しを求めるというものです。例えば「保存料無添加」と強調表示をしているおにぎりでは、保存料は一切使っていないようにみえますが、裏面の食品表示※2を見ると、保存性をよくする効果がある「酸化防止剤」という添加物が使われていることがあります。ガイドラインによると、こうしたケースでは強調表示をやめるか、消費者が誤解しないように「保存料無添加」の近くに「保存効果を持たせるために酸化防止剤を使用しています」と記載する必要があるとしています。

無添加表示の見直し例



表示例

名称	おにぎり
原材料名	うるち米（国産）、調味梅干し、のり（国産）、塩／ <u>酸化防止剤</u> （エリソルビン酸ナトリウム）

保存料 無添加
保存効果を持たせるために
酸化防止剤を使用しています

※ 1 「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」消費者庁ウェブサイト▶

※ 2 容器包装されて加工食品には、名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量などの表示が義務づけられている



3. ガイドラインが示す10の類型

ガイドラインでは消費者を誤認させるケースについて、全部で10の類型を示しています。

一例を紹介すると、類型1は単に「無添加」と記載しているケースで、何が無添加なのか不明確であるとしています。また、類型2は「人工甘味料」「合成保存料」「化学調味料」といった「人工」「合成」「化学」「天然」等の用語を使用した表示のケースです。人工だから危険、天然だから安全であるとはいえず、消費者がこれら用語に悪い又は良い印象持っている場合、無添加あるいは不使用とともに用いることで、実際よりも優良であると誤認させるおそれがあるため、適切な表示ではありません。ガイドラインではこのように類型ごとに事例が示されています。

食品添加物については、食品表示基準に従って、パッケージの一括表示欄（原材料名）に記載されています。



消費生活センター休館日のご案内

2024年12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2025年1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2025年2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

2025年3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					



□ は休館日となります。

編集・発行

府中市生活環境部産業振興課
消費生活センター

〒183-0023 府中市宮町1-100

TEL 042-360-3316

FAX 042-351-4605

Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp